頴田地区投票区(所)及び立岩地区、目尾地区投票所の変更について

## 1 頴田地区投票区(所)の変更について

# (1)変更内容及び理由

第61投票所の「頴田住民福祉センター」が使用できなくなったことによる投票所の見直しに伴い、頴田地区全域の投票区を見直した結果、選挙時における災害対応に係る職員の確保や市内の他地区の1投票所あたりの有権者数とのバランスを確保するため6投票区を3投票区に変更する。

【参考:各地区の1投票所あたりの有権者数等】

地区	投票所数	有権者数	1 投票所あたりの有権	面積	1 投票所あたり	
		(人)	者数【R2.9月】 (人)	(km²)	の面積 (㎢)	
飯塚	23	63, 647	2, 768	71.80	3. 12	
穂波	9	21, 174	2, 353	25. 23	2. 80	
筑穂	6	8, 325	1, 388	74. 81	12. 47	
庄内	4	8, 628	2, 157	25. 69	6. 42	
穎田	6	4, 663	778	16. 60	2. 77	
計	48	106, 437	2, 218	214. 13	4. 46	

<sup>※</sup>頴田地区を3投票区に変更すると1投票所あたりの有権者数は1,555人

# (2)変更後の投票区(所)

投票区	投票所	区域
第6投票区	鯰田小学校体育館	<u>鯰田東区</u> ※他の区域は省略
第 61 投票区	<u>頴田交流センター</u>	上勢田東、上勢田西、下勢田、北勢田、口原、 大畑、六反畑、石丸、ビレッジハウス、愛生苑、 中央東団地、牧野、鹿毛馬中、鹿毛馬上
第 62 投票区	東勢田1公民館	東勢田1、東勢田2、東勢田3、福門、新立、 桜が丘、明治第1、明治第2、木浦岐、 かいた苑、 <u>小峠、小峠東、小峠西</u>
第63投票区	西佐與公民館	廃业
第64投票区	鹿毛馬中公民館	廃止
第65投票区	小峠西公民館	廃业
第 66 投票区	旧サンシャインかいた	中央団地 1、中央団地 2、中央団地 3、 石丸団地 1、石丸団地 2、石丸団地 3、 東佐與、西佐與、大地の森

※変更となった投票所及び自治会は下線で表示

### (3) 自治会への説明経緯等

令和2年2月 ・飯塚市自治会連合会頴田支部自治会長会委員会での説明

・第63、64、65 投票区の自治会長への説明

令和2年5月 ・ 頴田地区の全自治会長へ文書配付

(自治会長会議が書面決議となったため文書による説明)

令和2年8月 ・第63、64、65投票区の自治会に説明資料を全戸配付

(自治会の希望により文書による説明)

※説明資料により質問、意見の集約 ⇒ 質問、意見なし

令和2年10月 ・飯塚市選挙管理委員会において投票区(所)の変更を決定

・ 頴田地区の全自治会長へ文書配付 (投票区(所)の変更が決定したことを報告)

#### (4) 投票機会確保のための取り組み

既存の「期日前投票者向け移動支援事業」に加え、廃止となる3投票所(西佐與公民館、 鹿毛馬中公民館、小峠西公民館)については、期日前投票期間中のあらかじめ指定する日 時に「移動期日前投票所」の開設を試行的に実施する。

※開設時間は1箇所あたり1時間から1時間30分程度を予定

### 2 立岩地区投票所の変更について

# (1)変更内容及び理由

立岩交流センター(第4投票所)が第4投票区の区域外に移転したため、第4投票所を「飯塚市役所本庁舎1階多目的ホール」に変更する。

## (2) 自治会への説明と今後の対応

①関係自治会長への説明 令和2年1月上旬に説明を行い、承諾を得る。

- ②関係有権者への周知
  - ・案内チラシの配布(選挙前)
  - ・市報、市ホームページへの掲載

#### 3 目尾地区投票所の変更について

# (1)変更内容及び理由

旧目尾小学校体育館(第15投票所)が幸袋交流センター整備事業により令和2年度から令和5年度まで使用できないため、当該期間に限り第15投票所を「飯塚市環境センター(目尾)」に変更する。

## (2) 自治会への説明と今後の対応

- ①関係自治会長への説明
  - ・ 令和 2 年 7 月中旬に説明を行い、意見の集約
    - ⇒ 飯塚市環境センターが良いとの意見があり、事務局において検討
  - ・令和2年8月下旬に決定の報告
- ②関係有権者への周知
  - ・案内チラシの配布(選挙前)
  - ・市報、市ホームページへの掲載